＜奈良学園大学教職員組合ニュース＞

第５０号　２０１８―１２―２２

奈良学園大学で働く教職員（教員と職員）の皆さんへ。『奈良学園大学教職員組合ニュース』５０号を配信いたします。

今年もあとわずかとなりました。年末多忙なときをお過ごしのことと思いますが、しばらくぶりの組合ニュースをお届けいたします。

伊瀬理事長は、結局当初の転退職支援制度方針に固執し、奈良県労働委員会による和解提案を一蹴

少し以前に遡ることになりますが、まだ暑さの残る時期の 9 月 13 日に団体交渉が開催されました。出席した伊瀬敏史理事長は、奈良県労働委員会が長期にわたる調査と審査を踏まえ 5 月に労使双方に提示した和解提案（組合ニュース 44 号）を一蹴し、当初の法人の方針以外の検討を行う意思が一切ないことを明らかにしました。また同時に伊瀬理事長は、理事会が付帯決議を削除した理由についてまともに説明していない件や現代社会学部の申請取り下げに関わる調査結果の開示を拒否し続けている件について、組合が調査や説明を求めたところ、当時の西川理事長と理事会が行ってきたことであり、自分にはあずかり知らぬことで、その決定を尊重するしかないとし、自ら調査を指揮したり、説明することを一切拒否する姿勢に終始しました。学校法人の理事長として責任を引き継ぐという意識がまったくありません。

組合ニュース 46 号では、5 月に伊瀬敏史氏が新理事長に選任されたことに対し、新たな体制が始動するにあたって、奈良学園に巣食うこれまでの悪しき因習にとらわれることなく、リーダーシップを発揮し奈良学園に新しい息吹を吹き込むことが期待される、とし、責任を引き継ぎ、積み残したままの課題と真摯に向き合い、これらを解決してこそ真の新体制のスタートであると大いなるエールを送りましたが、現実をみれば、その期待は裏切られ、まったく幻想であったというしかありません。

この 9 月の団交での伊瀬理事長の態度を踏まえ、私たちは労働委員会においては、当初どおりの救済命令*を勝ちとることを目指す方針を確認しました。

私たち申立人は、被申立人である法人理事長に対し、申立人全員に対する解雇通知ないし雇止め通知を撤回させたうえで原職に復帰させ、未払い賃金を支払わせ、組合員であることを理由に解雇や雇止め通知を行うなどの不利益取り扱いをして組合活動に対する支配介入をしないことを守らせ、不当労働行為に対する謝罪文を手交させ、また謝罪文を正門付近に掲示させることなどを救済の内容としています。

来年1月末予定の救済命令交付で全部救済を求める署名は個人1224筆、団体174筆（12/18 時点での途中経過）

私たちはこの 9 月の団交後ただちに、翌年 1 月末頃を目途に交付される救済命令に対し、すべての救済内容（全部救済）を求める署名活動の取り組みを開始しました（署名

用紙は個人用、団体用ともに最後に添付しているとおり。署名のタイトルは「公正で実効性のある全部救済命令を求める要望書」）。署名の数は私たちの主張や訴えが世間からも支持や応援を得ていることを明らかにするものです。しかしそれにとどまらず、署名は裁判官や労働委員会での審査関係者、あるいは私たちと直接対峙する関係者にとって世間から注目を集めている事件であることの確認につながり、さらには裁定する立場にある者が自信をもって命令や判決を出すための後押しの役割を果たすなど、重要な役目を担っています。

署名の実施期間は余裕があるものではありませんでしたが､10 月 30 日の結審の日に第 1 次署名集約分を、12 月 18 日に第 2 次署名集約分を奈良県労働委員会に提出しました。

第１次署名分は、個人が２４９筆、団体３０筆、また第 2 次署名分は、個人９７５筆、団体１４４筆でした。総計では、個人１２２４筆、団体１７４筆。私たちにとっては、一筆一筆がとても貴重で、一つ一つの筆跡や押印に応援いただいている方の温かい気持ちや魂の宿りを感じています。仲介の労を取っていただいている方々にも感謝の気持ちでいっぱいです。いまも各方面から署名が届けられています。第 3 次署名の提出は 1 月上旬に予定していますので、本ニュースをご覧いただいている皆様にも、ぜひ署名のご協力をお願いしたいと考えています。応援したい気持ちはあっても、おかれた立場や状況上、署名は控えたいという方もおられると思います。職場の環境や状況がそうさせているとしたら、残念なことですが、その場合でも、まわりの方に署名の呼び掛けをしていただければありがたく思います。

奈良県労働委員会での結審前決起集会

10 月 30 日 14 時から行われた奈良学園不当労働行為救済申立事件の結審直前決起集会について少し触れておきたいと思います。県労働委員会の入る奈良総合庁舎敷地内において開かれた決起集会には多くの支援者の皆様に集結いただきました。奈労連議長、関西私大教執行委員長、弁護団代表、国民救援会奈良県本部事務局長らから激励のスピーチ、当組合川本執行委員長からは支援の呼び掛けと闘いぬく決意表明がありました。平日昼間にもかかわらず、多数の皆様に応援に駆けつけていただいたことは、当組合にとって大きな励みになりました。決起集会後、第１次署名を提出しました。結審会場では、委員会が想定していた数をはるかに超える傍聴者参加となったため、急きょ傍聴席を倍以上増やすほどでした（添付資料１、２）。結審についての報告は、別の機会に譲りたいと思います。

署名についての追記

提出した署名のなかには、経営者側の立場で団体署名をいただいたのものも含まれています。ある職場でのこと、そこの職員の方に、奈良学園大学の組合員７名全員が不当にも解雇され、解雇撤回のため奈良地裁と奈良地労委で闘っており、不当労働行為救済申立に対し公正な救済命令を交付していただくための署名活動もしている旨のことを、図らずもお伝えする機会がありました。すると、その方はその場で共感を示され、その後組織内で署名を呼び掛ける回覧文書まで作ったうえで、その職場の労働組合のみなら

ず、経営者側の方々をも巻き込み、想像を超える署名をいただくことができました。使用者側の方々にまで声を掛け、署名をもらったということがにわかには信じられないものでした。

健全な組織というのは、ときに労使双方が良心をもって、信念をもって、立場を超えて、他組織での労使の問題にも態度表明ができるのだと感銘を受けました。このことを踏まえ、上記において奈良学園大学を含む学校法人奈良学園の皆様にも、署名のお願いを訴えた次第です。

＊「救済命令」とは

労働委員会が、労働者または労働組合に対する使用者の不当労働行為（労働組合法７条）の成立を認めて、正常な労使関係をつくりあげるよう使用者に発する命令。命令の内容は、できる限り不当労働行為がなされなかったのと同じ状態を回復するためのものとされ、具体的には諸般の事情を考慮して、労働委員会がもっとも適切と考える命令を発する。解雇前の原職への復帰、解雇から原職復帰までの賃金遡及払い（バック・ペイ）、陳謝文の掲示（ポスト・ノーティス）、団体交渉への応諾などがある。［木下秀雄・吉田美喜夫］日本大百科全書(ニッポニカ)の解説から。

ご意見、ご要望をお寄せください。ご相談についても対応いたします。なお通信の秘密は守られます。

当組合へのメールアドレス　voice@naragakudaiunion.ciao.jp
当組合のウェブサイト　http://naragakudaiunion.jimdo.com

～幅広い教職員皆様のご加入・ご支援をお待ちいたしております～

奈良学園大学教職員組合
関西私大教連単組奈良学園大学教職員組合
奈労連一般労組奈良学園大学支部
奈良県労働組合連合会 NARORENN 奈労連